

鹿屋市公平委員会電子署名規程の一部を改正する訓令

鹿屋市公平委員会電子署名規程（平成18年鹿屋市公平委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「電子署名」の次に「（電子署名規程第3条第1号に規定する鍵情報格納カードの利用に限る。）」を加える。

附 則

この訓令は、令和6年11月1日から施行する。